

令和3年第8回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和3年8月17日（火） 午前9時30分～午前10時00分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：10名）

1番：中川 光春 2番：道園 浩二 3番：田口 昭広

4番：小島 政文 5番：尾上 春樹 6番：告宮 幸一

7番：塚本 壽 9番：寺本 眞理子 10番：井川 輝征

11番：片山 幸弘

（欠席：1名）

8番：山田 和治

○農地利用最適化推進委員

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、農業委員のみ出席。

○農業委員会事務局：4名

事務局長：佐竹 貴幸 事務局次長：才保 親哉

係 長：山川 茂夫 主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1 報告第25号 農地使用貸借権の合意解約の届出について

日程第2 報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 報告第27号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について

日程第4 報告第28号 農地形状変更届出書について

日程第5 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第6 議案第35号 農用地利用集積計画の審議について

発 言 者	要 旨
議長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>只今から、令和3年第8回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>また、8番の〇〇委員から欠席報告があっておりますので、お知らせします。</p> <p>なお、今回の総会は新型コロナウイルス感染予防のため、農業委員のみで開催することとしましたのでお知らせします。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は10番の〇〇委員、2番の〇〇委員に指名します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第25号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第25号、農地使用貸借権の合意解約の届出について。</p> <p>農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。</p> <p>2番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、1番と同じく合意による解約です。</p> <p>なお、2番の土地については、新たに使用貸借権設定が議案として提出されていますので、申し添えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第25号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第25号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第26号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをお願いします。</p>

	<p>報告第26号、農地法第18条第6項の規定による通知について。</p> <p>農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知されたので、報告するものです。</p> <p>これは、賃貸借権設定の合意解約になります。</p> <p>1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>こちらの土地についても、新たに賃貸借権設定が提出されています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第26号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第26号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第27号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>報告第27号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。</p> <p>農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。</p> <p>賃貸借権設定の部1番から4ページの8番まで、まとめて説明します。</p> <p>配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は、全て水稻を耕作する予定となっております。</p> <p>設定期間は、1番から3番までは新規設定の4年10か月間、4番から次のページの7番までは再設定の4年10か月間、8番は新規設定の10年間となっております。</p> <p>賃借料については、備考欄のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第27号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

	<p>質疑なしということですので、報告第27号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第28号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の5ページをお願いします。</p> <p>報告第28号、農地形状変更届出書について。</p> <p>農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番の土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間や盛土高については、記載のとおりです。</p> <p>造成理由は、客土を行い畑として利用するということです。</p> <p>ピンク色総会資料の1ページをお願いします。</p> <p>申請地は、海浦の泊バス停から南東へ、約150mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、耕作はされておらず、水田としての利用も困難であることから、造成後は畑として活用するということです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を1番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>申請地は、令和2年7月豪雨により、ほとんど土砂が埋まっている状態で、水田として利用するのは難しいと思いました。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>報告第28号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第28号については、これで終わります。</p> <p>次に、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の6ページをお願いします。</p> <p>議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p>

ピンク色総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、女島の小崎地区公民館の西側、約150mの1筆をはじめ、全部で3筆になります。

現地確認では、申請地は現在、耕作放棄地ですが、譲り受けた後は畑として整備し、果樹を作付けする予定で適正に管理する計画ということでした。

黄色調査書の1ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は、譲受人からの要望により譲渡し、譲受人は、譲渡を受け農業経営を拡大する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま

す。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

す。議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

ピンク色総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、丸米地区生涯学習センターの南東側、約400mの2筆になります。

現地確認では、申請地は現在、耕作放棄地ですが、譲り受けた後は畑として、適正に管理するということでした。

黄色調査書の2ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は、県外に居住しており、耕作管理できないため譲渡し、譲受人は、利便性も良いため譲受し、適正に管理するということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま

す。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

す。議案書に戻ります。

3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

ピンク色総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せていま

す。

申請地は、みやもと海産物直売所の南側、約90mの場所、2筆になります。
現地確認では、申請地は現在、耕作放棄地ですが、譲り受けた後は、果樹・野菜を作付けする計画で適正に管理するということでした。

黄色調査書の3ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は、高齢のため労力不足により、耕作管理できないことから譲り渡し、譲受人は、自社近くであることもあり譲り受け、野菜や果樹等を作付けし、適正に管理するということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

議案書に戻ります。7ページをお願いします。

4番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

ピンク色総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、國見の葛俣公民館の南東側、約500mの場所になります。

現地確認では、申請地は現在、水稻を作付けしており、譲り受けた後も継続して耕作管理するということでした。

黄色調査書の4ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は、労力不足のため譲り渡し、譲受人は、農業経営を拡大し、適正に管理するということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

議案書に戻ります。

5番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

ピンク色総会資料の6ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

	<p>申請地は、塩浸公民館の南側、約120mの場所を含め、全5筆になります。現地確認では、申請地は現地も耕作管理されており、贈与を受けた後も適正に管理するということでした。</p> <p>黄色調査書の5ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は贈与です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人は、高齢により後継者へ生前贈与し、譲受人は、贈与を受け、耕作管理を継続するということです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を2番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>8月4日に現地確認がありましたが、当日は所用のため、8月1日に譲受人と一緒に現地を見させてもらいました。</p> <p>まず、赤石の2筆については、耕作放棄地のため、今のままでは何もできない状況で、埋め上げてデコポン等を植えるということでした。</p> <p>女島の1筆も何も植えていない状況ですが、モノレールが設置してありますので、それを利用してミカンを植えたいということでした。</p> <p>譲受人の労力的にも何ら問題ないと思います。後は事務局の説明どおりです。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>2番の案件を4番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局と4日に現地へ行ってまいりました。</p> <p>申請地は、譲受人の家の目の前になります。ピンク色総会資料を見てもらうと、下の方に頭首工があつて、頭首工から水が漏れている状況でした。2筆の高さを揃えて適正に管理するということでした。</p>
議長	<p>3番の案件を3番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局から説明があつたとおりで、以前は甘夏を植えておられましたが、現在は荒れております。譲受人には、適正に管理していただければと思います。</p> <p>また、申請地の下の方に民家があり、雑木等が生えておりますので、野菜等を作付けて開拓していただきたいと思ひます。よろしくをお願いします。</p>

議長	4番と5番の案件をまとめて、5番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	<p>4番の案件は、譲渡人が佐敷地区に住んでおられるため、耕作するにも不便ということで、申請地の近くに住んでおられる譲受人に譲渡すということです。</p> <p>また、譲受人は経営拡大され、稲を作付けされておられるので、問題ないと思います。</p> <p>5番の案件は、譲受人の息子に譲渡するというので、現在も適正に管理されておりましたので、問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第34号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>4番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>5番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第35号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の8ページをお願いします。</p> <p>議案第35号、農用地利用集積計画の審議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。</p>

	<p>賃貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>2番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で、設定期間は再設定の10年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>使用賃貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の5か月間です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第35号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>賃貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>使用賃貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>これで、本日の農業委員会総会を閉会します。</p>

-